

世田谷区基本計画審議会条例

令和 4 年 3 月 7 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 世田谷区の基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、区長の
附属機関として、世田谷区基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本計画の策定について必要な事項を審議し、
答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、区民及び有識者のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内をも
って組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による答申をした日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定
める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ
の職務を代理する。

4 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその
職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者その他関係人に会議へ
の出席を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(世田谷区基本構想審議会条例の廃止)

2 世田谷区基本構想審議会条例（平成23年10月世田谷区条例第24号）は、廃止する。